

事務連絡
平成 29 年 6 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
規格基準部

「第十八改正日本薬局方原案作成要領について」の一部訂正について

平素より、当機構の日本薬局方業務に多々ご協力頂きありがとうございます。

「第十八改正日本薬局方原案作成要領について」（平成 29 年 1 月 18 日付け薬機規発第 0118001 号）について、その一部を別添のとおり訂正いたしますので、貴管下関係団体・企業に対し、周知頂きますようご配慮願います。

なお、本要領の PDF ファイルを当機構ホームページの次の URL よりダウンロードすることができますので、差し換えてご活用下さい。

<http://www.pmda.go.jp/rs-std-jp/standards-development/jp/0003.html>



正	誤
<p>3.14.10.5 純度試験に光学異性体の規定がある場合の旋光度の扱い 純度試験に<u>光学異性体</u>の規定がある場合、旋光度については性状の項に記載する。</p>	<p>3.14.10.5 純度試験に<u>鏡像異性体又はジアステレオマー</u>の規定がある場合の旋光度の扱い 純度試験に<u>鏡像異性体又はジアステレオマー</u>の規定がある場合、旋光度については性状の項に記載する。</p>
<p>3.18.2 純度試験の記載の順序 純度試験の記載の順序は、原則として次による。 <u>色</u>, <u>におい</u>, <u>溶状</u>, <u>液性</u>, <u>酸</u>, <u>アルカリ</u>, <u>塩化物</u>, <u>硫酸塩</u>, <u>亜硫酸塩</u>, <u>硝酸塩</u>, <u>亜硝酸塩</u>, <u>炭酸塩</u>, <u>臭化物</u>, <u>ヨウ化物</u>, <u>可溶性ハロゲン化物</u>, <u>チオシアノ化物</u>, <u>セレン</u>, <u>陽イオンの塩</u>, <u>アンモニウム</u>, <u>重金属</u>, <u>鉄</u>, <u>マンガン</u>, <u>クロム</u>, <u>ビスマス</u>, <u>スズ</u>, <u>アルミニウム</u>, <u>亜鉛</u>, <u>カドミウム</u>, <u>水銀</u>, <u>銅</u>, <u>鉛</u>, <u>銀</u>, <u>アルカリ土類金属</u>, <u>ヒ素</u>, <u>遊離リン酸</u>, <u>異物</u>, <u>類縁物質</u> (安全性に懸念のある類縁物質, その他の類縁物質), <u>異性体</u>, <u>光学異性体</u>, <u>多量体</u>, <u>残留溶媒</u>, その他の混在物, 蒸発残留物, 硫酸呈色物。</p>	<p>3.18.2 純度試験の記載の順序 純度試験の記載の順序は、原則として次による。 <u>色</u>, <u>におい</u>, <u>溶状</u>, <u>液性</u>, <u>酸</u>, <u>アルカリ</u>, <u>硫酸塩</u>, <u>亜硫酸塩</u>, <u>硝酸塩</u>, <u>亜硝酸塩</u>, <u>炭酸塩</u>, <u>塩化物</u>, <u>臭化物</u>, <u>ヨウ化物</u>, <u>可溶性ハロゲン化物</u>, <u>チオシアノ化物</u>, <u>陽イオンの塩</u>, <u>アンモニウム</u>, <u>ヒ素</u>, <u>セレン</u>, <u>クロム</u>, <u>マンガン</u>, <u>鉄</u>, <u>銅</u>, <u>銀</u>, <u>アルミニウム</u>, <u>亜鉛</u>, <u>カドミウム</u>, <u>スズ</u>, <u>水銀</u>, <u>鉛</u>, <u>ビスマス</u>, <u>アルカリ土類金属</u>, <u>重金属</u>, <u>遊離リン酸</u>, <u>異物</u>, <u>類縁物質</u> (安全性に懸念のある類縁物質, その他の類縁物質), <u>異性体</u>(<u>鏡像異性体</u>, <u>ジアステレオマー</u>, <u>シス・トランス異性体</u>, <u>構造異性体</u>), <u>多量体</u>, <u>残留溶媒</u>, その他の混在物, 蒸発残留物, 硫酸呈色物。 生物薬品においては、目的物質由来不純物(例えば、脱アミド体、多量体等), 工程由来不純物(宿主細胞由来タンパク質等)の順とする。</p>